

(別紙)

○ 「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	改 正 前
<p>障発第0130001号 平成19年1月30日</p> <p>一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障発0330第8号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第49号 平成26年3月31日</p> <p>一部改正 障発0331第17号 平成27年3月31日</p> <p><u>最終改正 障発0401第4号</u> <u>平成28年4月1日</u></p>	<p>障発第0130001号 平成19年1月30日</p> <p>一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障発0330第8号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第49号 平成26年3月31日</p> <p>最終改正 障発0331第17号 平成27年3月31日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>居宅介護職員初任者研修等について</p>	<p>居宅介護職員初任者研修等について</p>
<p>標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生</p>	<p>標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生</p>

労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成15年3月27日付け障発第0327011号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」(以下「前通知」という。)は平成18年9月30日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 (略)

第2 居宅介護従業者について

1 居宅介護従業者等の具体的範囲等

(1)~(5) (略)

(6) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了している者については、当該研修における履修科目が、居宅介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。

労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成15年3月27日付け障発第0327011号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」(以下「前通知」という。)は平成18年9月30日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 (略)

第2 居宅介護従業者について

1 居宅介護従業者等の具体的範囲等

(1)~(5) (略)

(6) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了している者については、当該研修における履修科目が、居宅介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。

(7)~(10) (略)	(7)~(10) (略)
2 (略)	2 (略)
(別表) (略)	(別表) (略)
別記様式 (一) (二) (略)	別記様式 (一) (二) (略)